

平成27年9月1日から暫定運用開始！

# 雲出川下流における 避難準備情報 避難勧告 避難指示 の発令基準と対象地域の見直し

津市、松阪市、三重河川国道事務所が「雲出川下流における避難のあり方検討会」を設立し、地域住民が的確な避難行動ができるよう情報提供や避難誘導のあり方について、有識者、地元関係者、行政関係者を交え検討してきました。

そしてこの度、「雲出川下流における避難のあり方検討会」の検討結果がまとめ、雲出川下流(雲出橋観測所)の氾濫危険水位など、避難勧告等を発令する水位の設定が見直されることにより、避難勧告等を発令する基準と対象地域を見直しました。

今後は避難勧告等の情報が伝達されたら、直ちに身の安全を守る適切な避難行動をとってください。

※発令基準および対象地域見直しの本運用開始は津市地域防災計画の修正後(平成28年3月予定)になります。

種別	求められる行動
避難準備情報	●高齢者や障がい者など特に避難行動に時間のかかる人に、早めの避難行動を呼び掛けるもの
避難勧告	●通常の避難行動ができる人に、計画された避難場所などへの避難を開始してもらうもの ●避難場所への移動が困難な場合は、安全な場所(近隣の高い建物など)への移動、自宅にとどまる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」の行動を始めてもらうもの
避難指示	●避難勧告などの発令後で避難中の住民に、避難行動を確実に速やかに完了してもらうもの ●未だ避難していない対象住民に、自宅にとどまる「待避」や屋内の2階以上に移動する「垂直避難」などの生命を守る最低限の行動を開始してもらうもの



避難勧告発令対象地区		
地区	自治会名	
第1	雲出	本郷、本郷西町、本郷町ニュータウン、津グリーンビレッジ雲出、パティオス、本郷北ノ端、長常、十五所、十五所団地、伊倉津町、長藤、高峯
	桃園	新家町
	雲出 桃園	島貫、殿木、池田 木造
第2	高茶屋	小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第1、小森上野町
	香良洲	地家、馬場、高砂、砂原、小松、川原、桜町、稲葉、浜浦



問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247